

令和2年度 地域福祉計画
目標事業評価調書

福祉・子ども部 福祉総務課

【調書の進捗状況及び次年度方針の見方】

【評価】（目標の達成と進捗の状況）

A	取り組みを実施し、目標を達成している。
B	取り組みを実施し、一定の成果が出ている。
C	取り組みを実施したが、十分な成果が出ていない。
D	未実施

※計画の期間(2018年度～2026年度)に対する目標の達成状況

【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

基本方針	施策の柱	施策の方向性	具体的な取り組み
基本方針1 人を育てる			
	施策の柱1 支え合い・助け合いの心を育む	【1】福祉教育の推進（重点）	1. 福祉の理解、ボランティア学習の推進 2. 福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成
		【2】多世代による支え合いの地域づくり	3. 地域で支え合う地域福祉の推進 4. お互いに助け合う仕組みへの支援
	施策の柱2 地域福祉を推進する人を育てる	【3】生活支援コーディネーターの充実	5. 生活支援コーディネーターの活動推進 6. 地域福祉コーディネーターとの連携
		【4】人材の育成支援	7. 福祉にかかわる人材の育成・支援 8. 地域活動の担い手の発掘・育成 9. 大学との連携
基本方針2 地域を育てる			
	施策の柱3 地域のつながりをつくる	【5】地域単位の自治組織の形成促進	10. 自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援 11. 小学校単位の地域コミュニティ活動の支援
		【6】サロン等の居場所、交流の場の拡大	12. 地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり 13. サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり
		【7】市民活動の活性化	14. ボランティア、NPO法人等の育成・支援 15. 市民活動団体の活動活性化
	施策の柱4 安心して暮らせるまちをつくる	【8】災害時の助け合いの仕組みづくり	16. 地域の自主防災組織化の推進 17. 福祉避難所連絡会の開催 18. 避難行動要支援者登録制度の普及推進
		【9】ユニバーサルデザインのまちづくり	19. 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

基本方針	施策の柱	施策の方向性	具体的な取組
基本方針3 地域生活を支える			
施策の柱5 適切なサービス利用につながる仕組みをつくる		【10】相談体制の相互連携の推進・充実（重点）	20. 包括的な相談支援体制 21. 生活困窮者支援を通じた地域づくり
		【11】権利擁護の推進	22. 地域福祉権利擁護事業の充実 23. 権利擁護事業を推進する市民人材の育成 24. 成年後見制度の充実・推進 25. 虐待の防止と保護
		【12】支え合いの仕組みづくり（重点）	26. 生活支援体制整備事業の推進 27. 地域住民の参加による地域連携 28. 支え合うきよせ委員会(生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体)の設置・開催
		【13】分野横断的な福祉サービス等の展開	29. 分野横断的な福祉サービス等の展開
施策の柱6 支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる		【14】小地域での住民組織の立ち上げ支援（重点）	30. 地域福祉活動の推進 31. 地域で顔見知りになる機会づくり 32. 住民に身近な圏域である小地域での協議
		【15】地域による見守り体制づくり	33. 地域住民による見守り支援体制の推進 34. 防災・防犯対策の充実・強化
		【16】社会資源活用の体制整備	35. 人材及びノウハウ等の活用 36. 空き家等の活用
		【17】専門職のネットワークづくり	37. 医療・介護のネットワークの推進 38. 社会福祉法人のネットワークの充実 39. 制度の狭間の課題解決

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる	【施策の柱1】支え合い・助け合いの心を育む	【方向性1】福祉教育の推進 (重点)	【目標】市民の主体的な福祉の学び、理解を深める取り組みを支援し、地域福祉を推進する人づくりを推進します。			
			【取組1】福祉の理解、ボランティア学習の推進	○小・中学校における福祉に関する教育は、主に小学4～6年生、中学2・3年生の「総合的な学習の時間」において行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 ○児童・生徒の実態に応じて、学習内容と関連させて福祉施設を訪問するなどの取組をしている学校もあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 ○男女共同参画センターでは、講座開催を通じて福祉、ボランティア活動に対する理解を進める学習を行った。(開催実績8回、子どもの居場所体験説明会(活動体験オリエンテーション及び子ども食堂等活動体験の報告、全2回)等を実施)	○取組4と合わせ、地域課題共有の場や学習の機会を増やし、地域づくりの意識醸成をすすめるなど地域力向上をはかることが必要。	C
	【取組2】福祉の体験を通じた子どもの人間性の育成	○赤ちゃんのチカラプロジェクト 小学校5・6年生、中学校3年生に対し講座を開催し、赤ちゃんとその保護者との交流を通して、命の大切さを実感するとともに福祉を他人事ではなく身近なものとして考える機会を提供していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 ○認知症サポーター養成講座 小学4年生に対し認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について学ぶ機会を設けた。小学校で学んだ内容を中学校ではさらに深め、考える講座としているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。【小学校2校/9校中(113名)】 ○視覚障害者のグループと協働 小学4年生を対象に当事者理解につながるよう体験的に学ぶ学習の場を提供していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。 ○夏の体験ボランティア ボランティア体験を通じ福祉や地域の活動に対し理解を図り、他者への意識やボランティア意識の向上を図っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施。	○認知症サポーター養成講座は、令和3年度より全小中学校で開催となったが、新規一般の方のサポーターが少ない状況が課題となっている。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、小中学校での開催ができていない) ○障害当事者と接する場については、小学校1校のみとなっており、より多くの子どもの体験できる場の提供が望ましい。 ○夏の体験ボランティア、福祉教育ともに新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。	C	充実	
【方向性2】多世代に	【目標】異なる世代や立場を超えた理解を深め、支え合い・助け合いの地域づくりを推進します。					
	【取組3】地域で支え合う地域福祉の推進	○ふれあいネットワーク 地域の見守りや声かけを行うふれあい協力員、民生・児童委員・社会福祉協議会、地域福祉活動団体、市民が連携しやすい環境づくりに努めた。【ふれあい協力員26名(前年度28名)、ふれあい協力機関234団体(前年度234団体)、社協福祉協力員75名(前年度79名)】 ○地域で支え合う地域福祉の推進として、小学校区や地域包括地区ごとの検討の場づくりをコロナ禍の状況を鑑み電話や書面での意見交換により推進した。	○ふれあい協力員については、見守って欲しい人の人数が減少し、見守りの仕組みの見直しが必要となっている。 ○地域の見守りの担い手であった世代の高齢化が進む一方、生産年齢人口の減少、共働き世代の増加、就労形態の変化及び高齢者の就労年齢の延長に伴って地域活動の担い手が減少している。活動に参加しやすい仕組みづくりなどの工夫が求められている。	C	改善	

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	【施策の柱1】支え合い・助け合いの心を育む（再）	【方向性2】多世代による支え合いの地域づくり	<p>【取組4】お互いに助け合う仕組みへの支援</p> <p>○円卓会議又は地域づくりの会 これまで地域づくりの場として、コミュニティはぐくみ円卓会議又は地域づくりの会の開催を行ってきた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からほぼ全校区の活動が休止となったが、おたよりの送付を続けた校区、かわら版作成と手作りマスク配布をした校区もあった(清明小)。【円卓会議・地域づくりの会:小学校区8+中学校区1/全9小学校区】</p> <p>○円卓会議・地域づくりの会リーダー連絡会 各校区のリーダーを対象とした連絡会を実施。地域づくりに関わる生活支援コーディネーターも参加。【実施1回】</p> <p>○協議体 各包括地区に生活支援コーディネーターが中心となって第2層協議体を立ち上げ、具体的な仕組みづくりについてそれぞれの地区ごとに話し合いを進めている。(詳細は取組28)</p> <p>○学校支援本部 学校支援本部を各小学校・中学校に設置。学校支援コーディネーターを配置し、学生から高齢者まで多世代のボランティア活用など地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備することで、地域のつながりの強化を進めた。(具体的には、本の読み聞かせや花壇の手入れ、通学の見守り等を実施。)</p> <p>【学校支援地域本部14校(前年度12校)/小・中学校14校、学校支援コーディネーター22人(前年度17人)/小・中学校14校】</p>	<p>○円卓会議・地域づくりの会未開催地区が1校区ある。</p> <p>○未開催地区においては「コミュニティハウス」が設置されたことから運営主体と情報共有しながら連携する必要がある。</p> <p>○先行して開催された校区では人の広がりや後継者不足などの課題が顕在化してきている。また、コロナ禍により話し合いの場や活動の再開が課題となっている。他校区と情報交換ができる場を作るなど、地域への側面支援を継続する必要がある。</p> <p>○コロナ禍により、これまでのつながり継続が困難になりつつある。</p> <p>○どの活動も、活動参加者の高齢化等によるボランティア人材の継続確保が課題となっている。地域に関わるきっかけとなるようなイベント実施の他、住民同士のネットワークを活用した地域への働きかけなどの取組が必要である。</p> <p>○支え合いの地域づくりを進める複数の取組(円卓会議又は地域づくりの会、第2層協議体、福祉のまちづくり懇談会、学校支援本部、避難所運営協議会)があり、会議体を統合して欲しいとの意見と、目的が少しずつ異なる為に統合は難しいとの意見がある。同地域内で各会議体の目的や取り組み内容を学ぶ機会を作るなど、それぞれの強みを発揮した連携の在り方を協議する必要がある。</p>	B	充実
人を育てる【施策の柱2】地域福祉を推進する	【方向性3】生活支援コーディネーター	【目標】高齢者等の生活支援や介護予防の取り組みを支援するため、地域における支え合いの仕組みづくりを進める生活支援コーディネーターの充実を図ります。 生活支援コーディネーターは、地域の中で支援が必要な人や地域の課題を発見し、支え合いや公的なサービスにつなぎ、具体的な解決へ導く役割を担っています。社会福祉協議会とともに地域福祉コーディネーターと連携を図りながら地域づくりに取り組んでいきます。	<p>【取組5】生活支援コーディネーターの活動推進</p> <p>○生活支援コーディネーター 生活支援コーディネーターは地域の各種団体(サロン、シニアクラブ、自治会・町内会、介護予防の各種グループ等)の訪問や活動活性化の相談対応を行った。</p> <p>○高齢者の支え合いの推進の観点から、介護予防をきっかけに地域のつながりを作る活動として「きよせ10の筋トレ」の取組を行った(詳細は取組26)</p> <p>○令和2年度の新規活動(計4か所) ・10の筋トレ(3か所)、きよとれ学校(1か所)</p>	<p>○第2層生活支援コーディネーターは地域のサロン等の訪問や第2層協議体立ち上げを進めているが、新型コロナウイルスの影響で新規の立ち上げが予定通りにいかなかった。</p> <p>○生活支援コーディネーターについては支え合いの仕組みづくりの推進を図るために専任での配置としてきたが、各地域包括支援センターから実務面では兼務が望ましいとの意見がある。</p> <p>都内では第1層コーディネーターの専任は8/23区、18/26市(前年12/23区、17/26市)。第2層コーディネーターの専任は7/23区、9/26市(前年6/23区、9/26市)となっており、特に第2層コーディネーターは兼務の割合が高い</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	【施策の柱2】地域福祉を推進する人を育てる（再）	<p>（再）【方向性3】生活の充実</p> <p>【取組6】地域福祉コーディネーターとの連携</p>	<p>○市では地域福祉コーディネーターを配置していないが、社会福祉協議会の地域福祉係が支援が行き届いていない人の個別支援や地域課題に関わっている。新型コロナの影響により、制度で支えきれない方の相談も急増している。</p> <p>相談機関や社会福祉法人、ボランティア・市民活動センター、地域活動団体など各種地域資源との連携して解決に取り組んだ。【初回相談51件、直接支援91件、間接支援98件】【近所トラブル、引きこもり親からの相談、外国人の生活相談、若者の生活相談、DV/虐待、障害者の社会参加相談、高齢者の居場所相談、被災者の生活相談、路上生活者からの相談、障害者の親の生活相談、介護疲れの相談、居所の相談】</p>	<p>○制度間の連携は進んでいるが、制度の狭間の課題について、対応する体制が十分ではない。狭間の課題に取り組む地域福祉コーディネーター等の配置について検討が必要。</p> <p>○コロナ禍により、新たな課題も増加しており、必要とされる取り組み検討が課題である。</p> <p>○生活支援コーディネーターや生活困窮者自立相談支援機関、社会福祉協議会地域福祉係など、地域づくりに取り組む専門職との連携が、今後の課題である。</p>	B	充実
		<p>【方向性4】人材の育成支援</p> <p>【目標】地域福祉推進を支え、地域のリーダーとなる人材を育成します。</p> <p>【取組7】福祉にかかわる人材の育成・支援</p>	<p>○各校区の円卓会議、地域づくりの会で、地域コミュニティの活性化を図るため、各校区のリーダー連絡会を行い、きよせボランティア・市民活動センターではファシリテーション研修などへのリーダー層の参加呼びかけ等の支援を行った。（リーダー連絡会(各校区2名)1回開催、ファシリテーション研修3回実施)</p> <p>○幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の専門性の向上を図るため、各種研修を実施した。</p> <p>【主な研修内容:摂食講習会、0歳児講習会、保幼小合同研修、保育園給食関係衛生講習会、食育推進について、保育指針改定のポイント、発達支援研修】</p> <p>○障害者のコミュニケーション支援を行うボランティア講座を実施した。</p> <p>【音訳ボランティア養成講座】(全6回 8名修了)、【手話奉仕員養成講座 入門編】(全11回 14名受講)</p>	<p>○手話奉仕員養成講座修了生による、2番目の自主グループが立ち上がったが、障害当事者と関わる機会が不足している。</p> <p>○代表者層は、再開の必要性は感じていることから再開に向け支援をしていく。</p> <p>○ボランティア講座では新型コロナウイルス感染症の影響により、カリキュラムの短縮や感染状況に応じ中断しながら実施</p> <p>○コロナ禍で様々な地域福祉活動休止が続く中で、リーダー層のモチベーション低下も課題。モチベーション維持、向上につながる取り組み検討も必要。</p>	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針1】人を育てる（再）	【施策の柱2】地域福祉を推進する人を育てる（再）	【方向性4】人材の育成支援（再）	<p>【取組8】地域活動の担い手の発掘・育成</p> <p>○イベントや講座ができない中、一部校区では、新たに地域ニュースの発行とマスク配布を行い、円卓会議又は地域づくりの会の周知を行った。</p> <p>○子どもの貧困について、子どもの食支援や居場所づくりに興味がある方の提案から検討につながった。</p> <p>○コロナ禍による新たな課題に取り組むことで、これまで地域活動に参加していなかった幅広い年齢層の人材の発掘につながった。（布マスクプロジェクト、フードバンク事業等）</p> <p>○市民の健康づくり活動を推進し、市民の健康増進を図るために設置している健康づくり推進員の活動支援を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの活動が中止を余儀なくされ、代表者による会議等にて情報共有や部会ごとに支援を行った。</p> <p>○健康大学の大学生や健康づくり推進員の協力を得て、チラシ等の普及啓発活動（熱中症・インフルエンザ）を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施することができなかった。</p>	<p>○身近な地域で課題発見と解決の担い手が必要とされているが、それぞれの担い手の生活スタイルにあった地域参加の場の調整が難しく、人材の確保や育成が難しい。</p> <p>○支援を受ける立場にある方も担い手として活躍できるよう、個人の強みの発見とともに、活動の場の開拓が課題である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほとんどの活動が中止を余儀なくされたこともあり、健康づくりの担い手の確保や育成が一層難しい状況である。</p> <p>○コロナ禍による地域活動の休止が続く中では、育成後の活動へのつながりが難しい。</p>	B	改善
		【取組9】大学との連携	<p>○市内3大学との包括連携協定により各種取り組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学連携推進協議会を2回（書面開催）実施した。 ・清瀬市大学連携推進協議会清瀬市市制施行50周年記念連携事業「My Kan Sha 50 ～マイ・カン・シャ・50～ 私なりの感謝」において、「清瀬への感謝の思いが込められた」オリジナルなエピソードの募集を行った。受賞者については、令和2年10月3日に実施した市制施行50周年記念式典で表彰を行った。 <p>○市内3大学の協力を得て、健康大学講演会を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型の健康大学は実施することができなかった。</p>	<p>○3大学連携推進協議会や連携事業の周知が十分ではない。より積極的に行う必要があると考えている。</p> <p>○学生との連携においては、講義や実習等で時間的な余裕がない学生を交えた連携が課題となっている。</p> <p>○地域活動の様々な場面において大学生の参加が望まれているが、地域活動に関心のある大学生との接点が少ない。地域活動への関心を高め、参加を促す取り組みの検討が課題である。</p> <p>○オンライン授業が主流になるなど、コロナ禍における大学への影響を踏まえ、学生とのコミュニケーションや連携の手法が課題となっている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型による講演会の開催は難しく、オンラインやオンデマンドによる方法等を検討し連携方法を考える必要がある。</p>	C	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる	【施策の柱3】地域のつながりをつくる	【方向性5】地域単位の自治組織の形成促進	<p>【目標】地域福祉を推進する身近な組織である自治会・町会の加入の促進、活動活性化の支援等を行います。</p>			
			<p>【取組10】自治会・町会等による地域コミュニティ活動の支援</p> <p>○各校区の円卓会議、地域づくりの会で、地域コミュニティの活性化を図るため、各校区のリーダー連絡会を行い、きよせボランティア・市民活動センターではファシリテーション研修などへのリーダー層の参加呼びかけ等の支援を行った。 (リーダー連絡会(各校区2名)1回開催、ファシリテーション研修3回実施)</p> <p>○自治会組織率が低迷する中、小学校単位でコミュニティをつくる円卓会議への参加を呼びかけている。令和2年度については、円卓会議等の開催は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から休止としている。</p> <p>○東京都より、自治会向けにコロナ感染症対策の助成金やグッズ配布の案内があったことから、自治会向け周知、広報を行った。</p>	<p>○社会変化や自治会の必要性に対する住民意識の変化により自治会組織率が低下している。特に若い世代や新規転入者の加入が少なく、組織の高齢化により活動が低迷し、コミュニティ活動の継続が難しくなりつつある。</p> <p>○コロナ禍により、集まる場づくりが困難。また、外出控えや参加自粛などが長期化している中、つながりづくりのあり方が課題。</p> <p>○代表者層は、再開の必要性は感じていることから今後の状況を注視し引き続き開催できるよう支援していく。</p> <p>○社会福祉法人、地域コミュニティ、地域貢献したい企業の活動をつなげるコーディネート機能の充実が必要。</p>	C	継続
<p>【取組11】小学校区単位の地域コミュニティ活動の支援</p> <p>○学校避難所運営協議会 各学校避難所ごとに地域住民を中心として設立。地域住民の検討により地域の実情にあった避難所運営マニュアルの作成や、配置器材等の設定訓練、市総合防災訓練等における避難所開設運営訓練を行っている。 毎月実施の協議会から1学期に1回の開催の協議会まで、各協議会のペースで運営が行われ、自助・共助による避難所運営体制を構築している。【学校避難所運営協議会14校/14校 ※一部小中学校合同も含む】</p> <p>※以下の各数値については、【取組4】【取組28】の再掲</p> <p>○円卓会議又は地域づくりの会 【円卓会議・地域づくりの会：小学校区8+中学校区1】 ・地域コミュニティや地域の課題、イベント等について協議</p> <p>○協議体 【第1層協議体1か所、第2層協議体3か所】 ・第1層協議体 3回実施(書面2、対面1)各委員の属する団体のコロナ禍での近況報告、地域ケア会議の共有等 ・第2層協議体 27回実施(3ヶ所が各9回ずつ)</p> <p>※第2層協議体については、小学校区単位の設置ではなく、地域の実情に合わせた単位で設置。</p> <p>○学校支援本部 【学校支援地域本部14校(前年度12校)/小・中学校14校、学校支援コーディネーター22人(前年度17人)/小・中学校14校】</p>	<p>○令和元年度に学校避難所運営協議会を市内14校全校において設立したが、令和2年度現在も地域によって参加に温度差がある。また、働き盛り世代の参加が少ない傾向にある。</p> <p>○避難所運営協議会そのものの周知と参加促進を充実させ、地域住民共助による避難所運営体制構築の必要・重要性について、協議会を重ね、意識付けと理解を高める必要がある。</p> <p>※尚、学校避難所運営協議会については、新型コロナの影響により、現在は開催が難しい状況である。</p>	B	継続			

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる（再）	【施策の柱3】地域のつながりをつくる（再）	【方向性6】サロン等の居場所、交流の場の拡大	【目標】地域で気軽に通えるサロン等の活動の活性化と拡大を支援し、世代間交流、地域交流ができる場の充実を図ります。			
			<p>【取組12】地域のサロン、高齢者や障害者等の活動の場づくり</p> <p>○地域で気軽に通える範囲の活動の場づくりを図っているが、令和2年度はコロナ禍によりサロン活動等地域活動の場のほとんどが休止となる中で、3団体が活動を継続した。</p> <p>【サロン 42団体</p> <ul style="list-style-type: none"> 世代間交流が主 31団体 高齢者が主 6団体 障害者が主 1団体 子育て支援が主 2団体 近隣の方が主 1団体 若者が主 1団体 	<p>○活動の場全体としては市民活動団体、サロン、運動、趣味活動などの様々な活動があるが、活動場所、内容、参加者数、頻度などの情報が網羅的に把握できるよう取り組んでいる。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、使用していた会場が使えなくなる、大勢の人が集まる場を避けるために開催を休止する、新規参加の呼びかけができない、飲食の提供ができないなど、活動実施の課題がある。新しい生活様式にそった活動への変更が必要であり、活動支援の充実が必要である。</p>	C	充実
			<p>【取組13】サロン情報の提供、サロン活動団体のネットワークづくり</p> <p>○市内のサロン団体に声かけし、生活支援コーディネーターとともにそれぞれのサロンの課題や取り組みについて話し合う場を開催してきたが、令和2年度は市内サロン団体連絡会は中止となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康、子育て、高齢等のサロン等の情報を提供した。 ・サロンマップは令和2年度は発行しなかった。 (健康づくり推進員活動紹介 リーフレット発行約500部) ○コロナ期の地域活動情報を集約し、社協だよりや社協ホームページで周知した。 ○地域活動再開に向けたハンドブックを作成し、サロン団体等に配布した他、ホームページで周知した。 	<p>○サロン以外にも様々な気軽に通える活動の場があるが情報が整理・集約・提供されていない。</p>	C	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる（再）	【施策の柱3】地域のつながりをつくる（再）	【方向性7】市民活動の活性化	<p>【目標】ボランティア、NPO法人等の活動支援・活性化を図り、市民の社会参加やつながりづくりを支援するとともに、支え合い・助け合いによる地域課題の解決につなげます。</p> <p>【取組14】ボランティア、NPO法人等の育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○きよせボランティア・市民活動センターにおいてボランティアやNPO法人への育成・支援のためイベント開催を行った。 ・ビデオ会議ツールZOOMお試し会(41名) ・子ども自然ボランティア体験会(2日間:25名) ・はじめてのLINE講座(12名) ・ボランティア・市民活動相談説明会(1名) ・ボランティアに役立つ傾聴講座(33名) ・フードバンクボランティア説明・受付会(20名) ○ボランティア・市民活動センターの登録団体数70団体(前年63団体) 【ボランティア保険】(基本)令和元年度1,355件 令和2年度858件(天災)令和元年度163件 令和2年度142件 【行事保険】(一般)令和元年度145件 令和2年度83件(当日参加型)令和元年度84件 令和2年度88件 ○活動場所や活動備品の提供を継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な方のニーズに応じてボランティアや団体とつないでいるが、理解を広げつつ、より広く取り組みを進める必要がある。 ○若年層の活動への市民活動への参加が少ない。気軽な相談機会の提供と新しいプログラム作りが必要。 ○対面でのコミュニケーションが困難なため、参加者が減るなど、取り組み効果が弱くなっている。 	B	継続
		【取組15】市民活動団体の活動活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習ガイド「まなびすと」を発行し、生涯学習団体の活動情報を発行(年1回 350部)し、市のホームページでも情報を発信した。 ○きよせボランティア・市民活動センター市民活動団体への活動支援、活性化のための連絡会や講座を実施した。また、ぼらかつニュースやホームページ、SNS等の媒体を使い、活動理解につながる情報発信を行った。 ・「きよせぼらかつニュース」の発行(年12回 3,800部/回) ・ボランティア市民活動一覧の発行(年1回 89団体掲載 500部) ○きよせボランティア・市民活動センターにおいてボランティアやNPO法人への育成・支援のため講座などを行った。 ・ボランティア市民活動相談説明会の実施(1名) ・みんなのファシリテーション講座の実施(参加:12名) ・ビデオ会議ツール(ZOOM)お試し会(41名) ○福祉施設とボランティア活動などを楽しみながら啓発を行う「きよせふれあいまつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインによる取り組みを積極的に増やしたが、対面での取り組み制約により、取り組み効果が十分に得られない。 	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針2】地域を育てる（再）	【施策の柱4】安心して暮らせるまちをつくる	【方向性8】災害時の助け合いの仕組みづくり	【目標】地域の自主防災組織化や避難行動要支援者に関する情報の把握を通じて、災害時の共助の仕組みを構築します。			
			【取組16】地域の自主防災組織化の推進 ○自主防災組織 市民が災害時に適切な行動がとれるよう、町会・自治会を基盤とした自主防災組織化による自助共助による活動体制を構築し、市民の地域防災力の向上を図った。自主防災組織の内、2団体が防災訓練を実施した。【全17団体(前年度同数)】	○自主防災組織の中心となる担い手の高齢化が進んでおり、活動及び参加人員が減少傾向にある。既存組織に対しては、防災訓練等実施に係る支援を積極的に行い、自主防災力の維持・向上と育成を図ろうとしている。 ○新規組織の結成に向けて、自主防災組織未結成町会・自治会に的を絞って、災害時における自助・共助活動の重要性を、出前講座や広報PR等を通じて周知と結成促進を図っていく。	B	充実
			【取組17】福祉避難所連絡会の開催 ○災害時に備え、平常時より福祉避難所の関係機関との連携を図った。福祉避難所連絡会で、福祉避難所開設時の人や物の確保、発災後の各施設運営のBCP策定状況及び新型コロナウイルス感染症対策等について情報交換を行った。【福祉避難所連絡会1回/年】	○今後、発災時の連絡手段の確保、送迎、人員、物資の提供及び新型コロナウイルス感染症対策等、発災時の協力の在り方について検討が必要。	B	継続
		【取組18】避難行動要支援者登録制度の普及推進 ○災害時に自力での避難が困難な方、または日常的に見守りや支援が必要な方の名簿を作成し、災害に備えた地域の互助体制を整えた。	○避難行動要支援者の条件該当者が広く、実際には元気であるため、災害時に実際に支援が必要な概ね介護度3以上や、重度の障害ある方に絞った効果的な登録の呼びかけと個別避難計画の策定及び安否確認・支援の仕組みの構築が必要となっている。	B	改善	
		くサル【方向性9】ユニバーサルデザインのまちづくり	【目標】安心して快適に生活できるよう、市内のバリアフリー化やユニバーサルデザインの一層の推進に取り組みます。			
【取組19】公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 ○東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安心して円滑に施設を利用できるよう指導・助言を行った。開発事業の申請時に、条例上の対象施設と判断された案件については、届出に関する案内をし、届出の漏れがないよう努めている。 ○けやき通りの一部歩道(西友付近)の工事後の舗装の復旧をまずきやすいタイルからアスファルト舗装にし、バリアフリー化を行った。	○条例に関する手続きについて、届出が提出されないとわからないことが多く、本来対象とすべき案件が提出されているか確認がとれない。 ○歩道の樹木による根上りで生じる段差の解消を行う必要がある。	B	継続			

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
<p>【基本方針3】地域生活を支える</p>	<p>【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組み</p>	<p>【点】 【方向性10】 【相談体制の相互連携の推進・充実（重）】</p>	<p>【目標】多機関協働による相談体制構築を推進し、だれもが必要なときに必要な支援につながる仕組みをつくります。</p> <p>【取組20】包括的な相談支援体制</p> <p>○市内の各関係機関の相談窓口相談があった際、他の分野や複数の分野にまたがる場合であっても、窓口で対応した職員が関係する窓口と調整し、つなぐ対応を心がけた。</p> <p>○包括的な相談支援体制として、子ども家庭支援センターでは、各関係機関との会議等の連携を行った。【1,532件(前年度1,017件)】</p> <p>○定例の相談を行うとともに配偶者等からの暴力対策連絡協議会を年二回開催して内外の関係部署との連携を図っている。(令和2年度相談実績270件)</p> <p>○家庭内に複数世代の課題を抱える家庭に関しては、高齢部門、児童部門と協力して対応をした。会議の場にはいずれの部門からも担当者が参加した。</p> <p>○市内社会福祉法人の連携した取組みとして、分野を問わず、ひとまず相談を受け止める窓口を、各事業所に設けている。窓口の周知に取り組み、のぼり作成、チラシ作成を行った。【参加事業所:22法人34事業所】(令和2年度実績6件:国勢調査の書き方、困窮者の転宅相談・支援、家電製品が壊れて困った方の対応(認知症の方)、障害のある子どもの将来、障害施設のこと)</p> <p>○障害者相談員を設置し、障害者の地域生活に関する相談体制を整備している。円滑な相談活動を行うため、相談会場の確保を行っている。【相談員構成 身体障害当事者:1名 知的障害家族:1名】</p>	<p>○分野横断的な相談の解決を図る場の一つとして虐待・困難事例のコア会議や地域ケア会議の開催を進めていおり、各分野で連携が進んでいる。個別ケース検討会議等を重ね、より包括的な相談支援が出来る体制の構築をさらに進める。</p> <p>○社会福祉法人のひとまず相談窓口の相談実績は一部事業所にとどまっているが、複数事業所が協力して解決に取り組んだ事例も見られている。定着を図る取り組みを継続して進めていく必要がある。</p> <p>○複合的で複数の課題がある世帯への対応など、複数の相談機関や地域資源のコーディネート機能の充実を図りながら、連携体制構築を進める必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>継続</p>

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
<p>【基本方針3】地域生活を支える（再）</p>	<p>【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる（再）</p>	<p>【方向性10】相談体制の相互連携の推進・充実（重点）</p>	<p>【取組21】生活困窮者支援を通じた地域づくり</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業、就労支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業等をきよせ生活相談支援センターいっぽにて実施した。</p> <p>○自立相談支援事業 生活困窮者本人の生活実態や健康状態等に応じた包括的な相談支援を実施した。【新規相談者1220人、自立支援プラン作成件数107件、就労者29人（前年度 新規相談者231人、自立支援プラン作成件数148件、就労者数24人）】</p> <p>○住居確保給付金給付事業 離職等により、経済的に困窮し住居を喪失、または喪失のおそれのある方及び、新型コロナウイルスの影響により減収した方が、住居を確保しながら就労により自立することを支援するため、一定期間、家賃の実費分を支給した。【支給世帯134世帯、支給延べ月数554月（前年度 支給世帯10世帯 支給延べ月数32月）】</p> <p>○学習支援事業 貧困の連鎖を防ぐことを目的とし、生活保護受給世帯を含む困窮世帯の子どもを対象に、学習場所を確保して利用者の拡充を図るとともに、生活習慣改善の取り組みを併せて実施した。【登録者数38人、うち卒業生9人全員高校進学（前年度 登録者46人、うち卒業生17名全員高校進学）】</p> <p>○家計改善支援事業の対象者の拡大、被保護者向け金銭管理支援事業の開始 生活困窮者及び被保護者が安定した生活を維持できるよう、また、自立支援を強化するため、支援体制を拡充した。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策 ・新型コロナウイルス感染症の影響により減収・失業された世帯への特例貸付の相談対応、申請受付を行った。【新規相談受付1,588件】</p> <p>○急増する生活困窮者支援のため、フードバンク事業を新たに立上げた。【個別支援304世帯（551人）、団体支援45団体、配布会2回】</p> <p>○住民主体による生活困窮者支援の活動 ・子ども食堂 12団体 ・学習支援【二中学校支援本部、おひさまネットワーク、ベトレヘムの園病院「はなみずき」】</p>	<p>○制度の周知徹底、対象者へのアウトリーチ、関係機関との連携強化が課題となっている。</p> <p>○学習支援事業については、卒業生へのフォロー、教育委員会や市立小・中学校との連携が課題となっている。</p> <p>○新型コロナウイルスの影響により、生活上のニーズは多種多様になっている。生活困窮者とその世帯の状況に応じた必要な支援を提供できるよう、複数機関が連携して、新しい資源づくりや地域の理解を進める場づくりなどを進めていく必要がある。</p> <p>○子どもの食サポート事業や生活福祉資金貸付の相談、子ども食堂活動者の声から、新たな食のニーズの高まりがある。食を支える新たな仕組みづくりに取り組む必要がある。</p> <p>○コロナ禍が長期化し、食を支えるフードバンク事業の複数回利用者も増加している。企業など寄付者を広げていく必要がある。</p> <p>○コロナによる国の支援策を受けてもお困窮する世帯が増加している。相談機関だけでなく、社会福祉法人や地域活動団体等が連携し、就労や生活相談、子育て相談等の支援の仕組みをつくる必要がある。</p>	<p>B</p>	<p>継続</p>

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる（再）	【方向性11】権利擁護の推進	【目標】だれもが自立した、尊厳ある暮らしを送れるよう、権利擁護事業の普及啓発と事業の充実を推進します。			
			【取組22】地域福祉権利擁護事業の充実 ○一人暮らしや親族の支援が期待できない高齢者や障害者が増加しており、福祉サービスの利用手続きの代行や金銭管理支援の必要性が増加しているが、利用者数について終了もある為35～40件で推移している。市民に制度を周知し、利用しやすい体制の構築を進めた。周知の具体的な方法として、権利擁護セミナー3回（同内容）、センターのパンフレット作成、各専門相談や出前講座のチラシ作成・配布、市報・社協だより・社協ホームページによる広報を実施した。【利用者数40人（前年度38人）】	○市民に対し周知活動を行っているが、なお一層の周知が必要であると考えられる。	B	継続
			【取組23】権利擁護事業を推進する市民人材の育成 ○生活支援員・市民成年後見人の募集・養成を行い、権利擁護事業を必要とする方々を支える体制づくりを進めた。【生活支援員13人（前年度10人）、市民成年後見人15人（前年度10人）、市民後見人の活動数2件（前年度3件）】 ○他市で権利擁護の生活支援員が成年後見支援員、市民後見人と段階的に役割を広げていることを参考とし、令和元年度に開催した市民成年後見人養成事業修了者のうち、10人の修了者を地域福祉権利擁護事業の登録型生活支援員として採用し、市民後見人及び法人後見支援員に向けた段階的な育成を開始した。	○権利擁護の相談員や市民後見人には「開始・終了時間の約束」「移動手段の限定（基本は自転車移動）」等が求められるが、これに対応できる人材の確保及び調整。 ○新型コロナウイルス感染防止の観点から一部の生活支援員及び市民成年後見人より活動を自粛したい旨の申出が有り、事業の担い手となる市民人材の確保がより必要となっている。	B	継続
			【取組24】成年後見制度の充実・推進 ○成年後見制度に関する市民相談の対応 ・市民法律相談【相談件数 5件（前年度 4件）】 ・社協成年後見専門相談【相談件数 12件（前年度 17件）】 ○これまで培った申立のノウハウを生かし、虐待案件の迅速な対応を行うなど、成年後見制度利用促進のための相談窓口として、専門的で水準の高い対応を行った。（高齢者及び障害者の複合案件等）	○成年後見制度の利用を促進するため、相談窓口の存在を周知する広報がより必要となっている。 ○多様なニーズをもつ相談が増加している中、中核機関の設置を視野に入れた体制の強化を図ることが必要。	B	継続
			【取組25】虐待の防止と保護 ○各窓口では、虐待の情報があつた場合、48時間以内に可及的速やかに状況確認を実施し、緊急性が高い場合には速やかに本人の擁護を行った。 ・高齢者虐待措置数1人・虐待実数57人（前年度39人） ・障害者虐待措置数0人（前年度1人）・虐待実数2人（前年度1人） ・市内障害事業所での研修講師（実績：1事業所） ・児童虐待一時保護13人（前年度4人）・相談対応（受理）件数358人（前年度209人）	○各センターでは虐待対応に対し早期発見・早期対応を行うようにしている。今後も、継続して、本人・家族や、ケアマネジャー等周囲の理解による早期の発見・相談を促す啓発活動が必要となっている。	B	継続

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱5】適切なサービス利用につながる仕組みをつくる（再）	【方向性12】支え合いの仕組みづくり（重点）	<p>【目標】住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、行政・医療・介護・福祉の専門職だけでなく、ボランティア、民生・児童委員、NPO、民間企業等がお互いに連携すること、また、市民が助け合い、支え合う体制をつくります。</p>			
			<p>【取組26】生活支援体制整備事業の推進</p> <p>○生活支援コーディネーターの訪問や協議体での話し合いから、高齢者を中心とした住民が活動する通いの場の必要性が把握され、高齢者の関心が高い介護予防を組み合わせた「10の筋トレ」の紹介を市内各所で行い、前年度と合わせて15団体が立ち上がった。</p> <p>○ケアマネジャーにアンケート調査を実施し、保険外サービスの活用状況、ケアマネジャーの認識、意識を把握した。</p>	<p>○2025年度末までに年10グループ程度の立ち上げが必要となっている。新規立ち上げを引き続き行っていくが、すでに立ち上がっている団体に対しても活動が継続できるよう適宜支援が必要。</p> <p>○アンケートの結果、保険外サービスの認識、情報量等はケアマネジャーによって差異があるため、活用しやすいような冊子の作成等工夫が必要。</p>	B	継続
			<p>【取組27】地域住民の参加による地域連携</p> <p>○地域や市民一人ひとりが地域福祉の担い手となる仕組みづくりを進めた。</p> <p>○コロナ禍ではあるが、取組4で記載の様々な会議（円卓会議、地域づくりの会、協議体、福祉のまちづくり懇談会、学校支援本部等）に関わる地域住民が電話や少人数の話し合い、おたよりの送付などを通して地位連携を進めた。</p>	<p>○自治会等の加入率は年々低下している。令和2年4月33.6%（前年度 35%）、高齢化、役員不足等の理由から活動内容が縮小している傾向となっている。行政や社協から働きかけ、住民参加で地域連携ができる場づくりを継続して行う必要がある。</p>	B	継続
<p>【取組28】支え合うきよせ委員会（生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体）の設置・開催</p> <p>○令和元年度から、第1層協議体については市内全域の支え合いの取組や進捗について話し合える場、第2層協議体については、各地区の具体的な取り組みに向けた話し合いを行う場として位置づけ、高齢者の支え合いの地域づくりについて話し合いを行った。【第1層協議体1か所（全3回）、第2層協議体概ね毎月1回（各地区）】</p> <p>※社協及び信愛の地区は各地区に1つの協議体を、清雅の地区は、小地域ごとに協議体を立ち上げる方向で1か所設置している。</p> <p>清雅地区：旭が丘地域においてはサロン活動等、中里地域、下宿地域では話し合いの場等を実施。</p> <p>社協地区：地域での情報交換の他、お出かけマップ作り、ケアを担う男性の集まる場づくり等を実施。</p> <p>信愛地区：他地域の情報共有等を実施。</p>	<p>○第2層協議体の取組が進む中で、第1層協議体の役割を再度捉えなおし、支えあいの地域づくりを進める協議体を推進していくことが必要。</p>	B	継続			
		【方向性13】分野横断的な福祉サービスの展開	<p>【目標】国の動向を考慮しながら、各福祉サービスが分野横断的に福祉サービスを展開する仕組みを検討します。</p> <p>【取組29】分野横断的な福祉サービスの展開</p> <p>○障害福祉サービスの利用者本人及び保護者の高齢化に伴い、介護保険制度への円滑な移行など切れ目のないサービス提供のために高齢福祉分野との連携を図った。</p> <p>○市内NPO法人ピッコロが、実施しているファミリー・サポートきよせのノウハウを生かし、子どもから高齢者までの方が健康で安心・安全に暮せるための地域住民による支え合いと、子育てと介護のダブルケアの子育て世代の負担軽減を図ることを併せ持った、家族まるごと支援事業「介護サポートピッコロ」を実施している。</p>	<p>○地域共生社会の構築に向け、分野横断的な福祉サービスの展開についてはまだ検討が十分でなく、国の動向を考慮しながら展開する仕組みを検討する必要がある。</p> <p>○分野を超えた専門職が連携して支援する仕組みづくりを進めるために、コーディネート機能を持つ機関が必要。</p>	C	充実

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性14】小地域での住民組織の立ち上げ支援（重点）	<p>【目標】身近な地域で住民や関係機関などで地域の課題を共有したり、課題解決に向けた主体的な活動をする小地域での住民組織の立ち上げを支援します。</p>			
			<p>【取組30】地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学路での見守り活動・防犯パトロールを実施した。 【地域の方が毎日実施 7校/9校(小学校) 保護者が不定期に実施 14校/14校(小・中学校)】 ○地域づくりの場として、全小学校区に円卓会議又は地域づくりの会の開催を行っている。各校区で地域課題に根差した取り組みが進んでいる。 ○シニアクラブでは、会員や近所の方への声かけやちょっとした生活支援を行う友愛活動に取り組んだ(22/22団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする立場にある人や様々な団体等の参加を促しながら、地域課題の把握、共有の場や学びの場を継続実施し、地域福祉に対する意識向上を図る。 	B	継続
			<p>【取組31】地域で顔見知りになる機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○円卓会議又は地域づくりの会の活動 ○地域づくりの場として、全小学校区に円卓会議又は地域づくりの会を設定した。これらの会議では地域課題共有や解決に向けた話し合いを行うとともに、地域の様々な場での周知活動や、各校区の特色を活かしたイベントを実施しているが、令和2年度はコロナ禍によりほとんどの活動・イベントが休止となった。円卓会議・地域づくりの会9か所】 ○地域づくりの会、福祉のまちづくり懇談会の取り組みにおいて、つながりを継続するためにニュース発送やかわら版作成と布マスク配布を行った地域もあった。 ○令和2年度はコロナ禍で話し合いの場等の実施はできないが、十小及び清明小の校区では、再開に向け代表者を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より幅広い世代の住民が参加する取り組みにしていく必要があるが、コロナ禍における取り組みの進め方が課題。 ○参加者固定化に悩みを持つ地域もあり、地域の様々な活動との連携を強化し、取り組みの周知を図るとともに、さまざまな世代が参加できるきっかけづくりの充実を図る。 ○コロナ禍で活動が停滞している。多くの校区で活動の大切さは認識しているのでモチベーションを維持し継続に向けた動きが必要である。 		
<p>【取組32】住民に身近な圏域である小地域での協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治会の組織率が低迷するなか、小学校区単位で円卓会議又は地域づくりの会の開催を行ってきた(9か所)。 【各校区、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を見合わせたが、その中で清明小校区、十小校区、七小校区では、役員会など小人数で緊急事態宣言の合間など状況をみて開催した。】 【地域づくりの会ひまわり105(十小) おたより発送10回、下宿・旭が丘地域づくりの会(清明小)かわら版発行1回、役員会1回】 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校単位のコミュニティづくりは推進しているが、自治会の組織率は低い。 ○住民組織として立ち上げ後、参加住民の固定化や高齢化などにより、活動継続や発展が困難な地域がある。他地区の取組を共有する場を設けるなど、住民組織化後も、地域力向上を目指した側面支援を継続し、地域力の向上を図る必要がある。 ○コロナ禍により休止した活動の再開支援を継続する必要がある。 	B	継続			

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【再】施策の柱6【支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性15】地域による見守り体制づくり	<p>【目標】支援等が必要な人を早期に把握して、つなげる仕組みである見守り支援体制について、地域住民や様々な分野の活動団体等との連携による体制整備を推進します。</p>			
			<p>【取組33】地域住民による見守り支援体制の推進</p> <p>○円卓会議・地域づくりの会において、児童の見守りを地域課題と捉えている校区では、見守り活動を行っている。 ○高齢者等の見守り活動に関する協定を締結した事業者等と情報共有・連携を図り、広域的な見守りを進めた。又、年に1回連絡会を開催し、連携事例等の共有を図っている。（令和2年度は書面開催）【見守り活動に関する協定締結団体14団体（前年度同数）】</p>	<p>○支援が必要な人の見守りや支援について、課題提起はされているものの、具体的な見守り体制構築には至っていない。</p>	B	継続
			<p>【取組34】防災・防犯対策の充実・強化</p> <p>○出前講座による防災対策・知識の向上 【令和2年中実施なし。令和2年4月1日から新規受付中止のため】 ○自主防災組織等の防災訓練による防災行動力の向上 【令和2年中22回実施（前年度19回）】 ○青パトでの地域見守りパトロールによる犯罪の未然防止 【令和2年中206回実施（前年度214回）】 ○警察機関等と連携した防犯啓発活動 【令和2年中5回実施（前年度13回）】 ○清瀬市シルバー人材センターによる小中学生の下校時間帯等及び特殊詐欺等防止のための市内のATMの地域見守り 【令和2年中243回実施（前年度同数）】 ○竹丘防災体験スタンプラリーなど地域の防災訓練へ参加した。</p>	<p>○防災については、防災訓練を毎年実施している組織が固定化しており、増減はあまり見られない。 高齢者や子育て世代等に配慮した幅広い世代に「参加してみたい」と感じるようなイベント開催に向けた積極的な支援と周知PRを行い、地域におけるイベントの充実強化を図っていくが、令和2年中は新型コロナの感染拡大状況により水防訓練や防災訓練が中止となった。 防犯に関しては、特殊詐欺と、見知らぬ者による声かけなどが後を絶たない。あらゆる機会を捉え、警察機関等と連携して、防犯に関する継続した注意喚起と、効率的かつ効果的な地域見守りを継続し、犯罪の未然防止を図っていく。 各項目とも、充実させたい一方、今後も新型コロナの影響により、現実的には実績は減少となることが予想される。</p>	B	充実

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる（再）	【方向性16】社会資源活用の体制整備	【目標】人材・ノウハウ、共同募金や空き家等の活用の受け皿づくりを進め、地域活動の充実を図ります。			
			<p>【取組35】人材及びノウハウ等の活用</p> <p>○市民活動センターにおいて市民活動と企業の社会貢献などのニーズとニーズを結ぶ連携事業を開催</p> <p>・ボランティア市民活動登録団体連絡会は実施できず。コロナ禍におけるボランティア・市民活動団体実情調査を代替えとして実施（回答：44団体）</p> <p>○市内社会福祉法人が地域コミュニティ活動の支援として社会福祉法人連携事業を実施し、提供できる活動の場や備品、福祉教育等についての情報を掲載した資源帳を作成、情報提供している。（小学校での車いす体験へ高齢者施設職員の協力等を実施。清明小。）</p> <p>○地域の力を地域福祉に活用する仕組みづくりとして、歳末たすけあい募金、赤い羽根共同募金等を進め、募金の一部を地域で福祉活動を行うグループや社会福祉法人等の団体に助成している他、地域福祉事業に活用している。</p> <p>【歳末たすけあい募金 募金額 1,942,760円（前年度1,813,712円） 地域福祉活動応援成 4団体（前年度18団体） 赤い羽根共同募金 募金額 594,839円（前年度774,978円） 配分団体5団体（前年度4団体）】</p> <p>○歳末助け合い募金の期間に、企業から寄付金（カレンダー等）を募り、生活保護世帯への配布、チャリティ事業を通じた地域活動の財源としている他、余剰カレンダー等は生活保護世帯やコロナにより生活困窮された世帯等に配布した。</p> <p>○新しい募金の仕組みとして、市内の商店や企業等と連携し、商品の売り上げの一部を共同募金に寄付する「寄付付き商品」を企画し、販売を通して無理なく募金運動に参加いただく募金百貨店プロジェクトを開始。【協力店 1件、募金額4,680円（R元年実績4,600円）】</p>	<p>○連絡会や交流会などの開催を通じ、連携可能な体制を目指す。</p> <p>○今後も連絡会や交流会などの開催を通じ、連携可能な体制を目指す。</p> <p>○共同募金では、コロナ禍により街頭募金やイベント募金が困難となり、寄付金額は伸び悩みがある。共感を得る広報や使われ方の周知に重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○さまざまな形で共同募金運動に参加できるよう、新しい募金の形を研究していく必要がある。</p> <p>○市内社会福祉法人の資源帳の活用により、会議の場や備品の確保ができたという市民団体もあったが、コロナ禍により貸出が困難な状況が続いている。</p>	B	継続
			<p>【取組36】空き家等の活用</p> <p>○市民や企業から、空き家等の活用について相談があった際に、地域福祉の活動等で活用するなどの仕組みづくりについて、他市の事例などの情報収集に努めた。</p>	<p>○今後、市内の空き家の件数は増えていくことが想定される。空き家の活用も含め、空き家を増やさないためにどのような取り組みができるか、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。</p>	C	改善

基本方針	施策の柱	施策の方向性と具体的な取組	令和2年度の成果	現状の課題	評価	次年度方針
【基本方針3】地域生活を支える（再）	（再）【施策の柱6】支援を必要とする人をみんなで支える仕組みをつくる	【方向性17】専門職のネットワークづくり	<p>【目標】市内の様々な専門職人材・団体のネットワーク化を進め、制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案の解決を目指します。</p>			
			<p>【取組37】医療・介護のネットワークの推進</p> <p>○医療・介護のネットワークを推進するため、医療・介護連携推進事業の事務局について、再度直営に戻し、構築の推進に努めた。新型コロナウイルス感染症の流行により、対面式の研修等は開催できなかったが、コロナ禍での連携を検討し、実施した。 【医療・介護連携推進協議会 本会2回/年 ZOOM・書面】 【医療・介護専門職のケアセミナー 1回/年 動画】 【市民向け普及啓発講座 開催せず】</p>	<p>○平成27年度より開始し、専門職向けの研修と在宅医療・介護を担う専門職間の連携は充実してきたが、市民への普及啓発についてはまだ不十分である。市民が在宅医療や在宅で最期を迎えることのあり方を考える機会を増やす必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、協議体自体のあり方が検討された。今後、新型コロナウイルス感染症のみならず、対面式の研修等が行えない場合に備え、連携や周知を図ることが出来る対応をする必要がある。</p>	B	改善
			<p>【取組38】社会福祉法人のネットワークの充実</p> <p>○市内で活動する社会福祉法人のネットワーク化を進め、社会福祉法人による地域貢献を推進しており、コロナ禍の状況ではあったが施設や備品の貸し出し等、地域の力を応援する取り組みを実施している。 ○生活困窮者への支援や有事の際の相互協力体制づくりをテーマにした部会を設置し、検討を重ねている。 【清瀬市社会福祉法人 社会貢献事業協議会34機関(前年度同数)】</p>	<p>○「ひとまず相談窓口」「資源帳」等の活用定着が課題となっている。</p>	A	継続
<p>【取組39】制度の狭間の課題解決</p> <p>○制度の狭間や既存のサービスが行き届いていない事案について、関係各課、地域ケア会議、清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生・児童委員等が事案ごとに連携を図りながら対応している。</p>	<p>○関係者毎に対応しているため、共通性の発見や対応ノウハウの蓄積が出来ていない。 ○何が制度の狭間の課題として存在しているのか、それに対して既存の相談機関がどのような対応を行い、また出来なかったのかの把握と整理が必要。 ○コロナの影響により、生活困窮者が急増。就労の課題だけでなく、孤立や虐待、外国籍世帯への支援等、新たに必要な支援に取り組む体制整備が必要である。</p>	C	充実			